

家庭ごみの分け方・出し方 〈令和4年度以降改正版〉 大樹町

ごみは収集日の当日朝8時30分までに分別して出しましょう。

(冷蔵庫等見やすい所に貼ってください。)

透明か半透明の袋で出してください。きれいに汚れを落として、きちんと分別すると資源物になります。

資源物

◎市街地◎
月
◎郡部◎
火

チラシは新聞といっしょに出せます

- ダンボール
- 新聞紙・チラシ
- 雑誌・本

※いずれもひもでしばってください。



- トレイ・発泡スチロール
- 紙パック

(開いて袋に入れる)
※いずれもゆすいで乾かしてください。



●雑紙

※下記を参考にしてください。
※汚れたり臭いのついている紙は、燃えるごみで出してください。



雑紙 取り扱い品種一覧

- 雑紙(リサイクルできる)
 - ・コピー用紙・包装紙・紙箱(ティッシュ、お菓子、他)・カレンダー・レシート・トイレットペーパー等の芯・メモ紙、付箋・はがき…他 ※下記禁止品以外の紙くず
- 混ぜてはいけないもの
 - ・紙コップ・カップ麺、ヨーグルトなどの容器・カップ麺のふた・タバコの箱(中の銀紙、フィルムの残ったもの)・ティッシュ、ペーパーナプキン・ウェットティッシュ・金、銀などが箔押しされた紙・擦染紙・臭いのついた紙(線香の紙箱など)・プラスチックなどを張り合わせた複合材・写真・シール

資源物

◎市街地◎
木
◎郡部◎
金

缶

※ゆすいで出してください。



びん

※ゆすいでふたをはずして出してください。



プラスチック製容器包装

※汚れた容器はゆすいで出してください。



指定ごみ袋で出してください。

指定ごみ袋は、町指定の各小売店でお買い求めください。

燃えるごみ

◎市街地◎
月・木
◎郡部◎
火・金

台所ごみ



- 生ごみ

※水をよく切ってください。(新聞などでくるんでください。)

汚れた紙・木くず



- 資源物以外の紙くず等
- 植物の枝等の切れはし

(太さ10cm以下長さ1m以下に切り束ねてください。)

その他



- 紙おむつ(中の汚物は取り除いてください。)
- ぬいぐるみ
- 食用油
- 衣類等・革製品

※食用油は紙か布にしみ込ませて出してください。

ごみ袋の種類と価格(10枚)

種類	燃えるごみ	燃やせないごみ	燃えないごみ
10ℓ	300円	—	300円
20ℓ	500円	500円	—
30ℓ	900円	900円	900円
45ℓ	1,200円	1,200円	—

ごみの出し方注意事項

- ◎ごみがこぼれない様に袋の入口はしばって出してください。
- ◎袋が破れない様にゴミを入れてください。
- ◎片手で持てる重さで出してください。
- ◎植物の枝等は、おおむね長さ1m、直径50cm以内でひもでしばり、45ℓの指定ごみ袋を1枚しばり付けてください。
- ◎金属類が付いている物は、「燃えないごみ」で出してください。
- ◎危険ごみを入れる場合は、危険ごみ欄に✓印等の印を□の中に記入してください。
- ◎粗大ごみは45ℓ袋(燃えるごみ・燃やせないごみ用どちらか)を1枚しばり付けるか、ガムテープ等で貼り付けてください。一体となっている物はそれぞれに1枚必要です。
- (例)タンス・本棚で上・下に分けられる物。
- ◎資源ごみは種別ごとにそれぞれ袋で分別して出してください。
- ◎カン・ビン・ペットボトルの中味は完全にし、すすいで、キャップは必ずとって出してください。
- ◎ダンボール・新聞紙・雑誌本は重ねてしばって出してください。
- ◎折り込みチラシは新聞紙といっしょに資源ごみに出してください。
- ◎発泡スチロール・トレイの汚れているものはゆすいで乾かして出してください。
- ◎ごみ処理場へ自分で搬入するごみは市販の透明または半透明のごみ袋を使用し、きちんと分別してください。また、ごみ処理施設内の表示に従ってください。

燃やせないごみ

◎全町◎
水

ゴム製品など燃やしてはいけないもの



- ポリ容器
- プラスチック密閉容器
- ゴムホース等
- ゴム製品
- ビニール系おもちゃ
- ポリタンク・ポリバケツ
- ビデオテープ等

※中味は抜いてください。

燃えないごみ 危険

◎全町◎
水

金属類 陶磁器類 その他 危険ごみ



- 鍋・フライパン・やかん等
- 湯のみ、つぼ、コーヒーカップ等
- 土鍋、茶わん
- ライター
- 割れもの(コップ、ガラス、びん、陶磁器、包丁等、※新聞紙にくるんで袋に入れて出してください。)
- かみそりの刃、ぬい針
- 電池
- 蛍光灯・電球

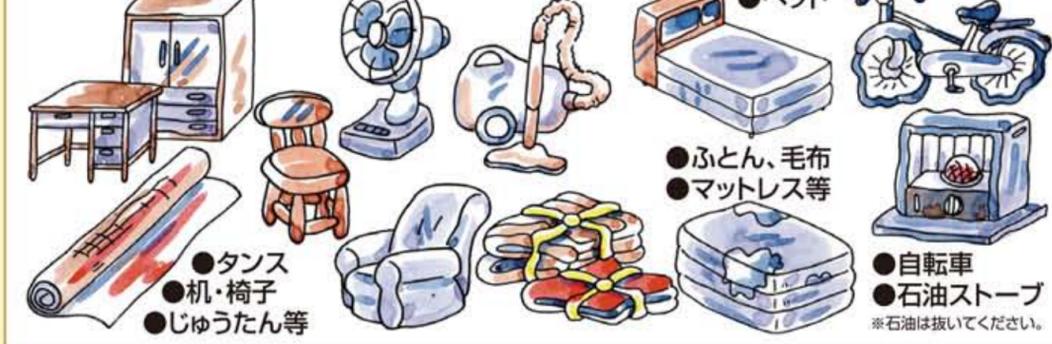
- 化粧びん
- 金属付着物
- 焼却灰
- ネコ砂

(缶の穴を開けるか、すべて使い切るかして出してください。)

粗大ごみ

◎全町◎
水

家具類 家電類 寝具類 その他



- タンス
- 机・椅子
- じゅうたん等
- 家電類
- 寝具類
- ベット
- ふとん、毛布
- マットレス等
- 自転車
- 石油ストーブ

※石油は抜いてください。

小型電子・電気機器回収品目一覧

- 小型電子・電気機器
 - CD・MD・MP3プレイヤー、デジタルカメラ、ビデオカメラ、DVDデッキ、ゲーム機、電卓、ETC、カーナビ、カーテレビ、カーオーディオ、インターホン、携帯電話、電話機、ファクシミリ、PDA(電子手帳)、電子辞書、携帯ラジオ、GPS関係装置、トランシーバー、防犯用監視カメラ、小型液晶テレビ(携帯型、浴室用の埋め込み型)、チューナー(デジタル・CATV)、無線LAN、電話端末(モテムなど)、パソコン部品、パソコン周辺機器、外付け内蔵HDDドライブ、CDドライブ、DVDドライブ、カードリーダー、ワープロ
- 電子電気機器 付属品
 - 充電器、ACアダプター、通信ケーブル、接続コード、ゲームソフト、リモコン、小型ヘッドホン、イヤホン、各種メモリー(USBメモリー、コンパクトフラッシュ、スマートメディア、SDカード、メモリスティック)
- その他、比較的最近の使用済小型電子機器がありましたら回収いたします。役場北側入口町民ホールの回収ボックスに入れてください。

— 収集しないもの —

- バッテリー
- 消火器
- パソコン
- 農薬
- ガスボンベ

収集しないもの ※次のものはごみとして収集しません。

- 家電リサイクル対象製品
 - テレビ(ブラウン管・液晶・プラズマ)・冷蔵庫・冷凍庫・洗濯機・衣類乾燥機・エアコンこれらの商品は買い替え時に渡すか以前に買った小売店に引き取ってもらってください。
- 事業系ごみ
 - 事業系ごみとは、店舗、会社、工場、事業所などの事業活動によって発生するごみのことです。
- 南十勝環境衛生センターで処理できないもの
 - タイヤ・ホイール・バッテリー等自動車部品・エンジンオイル・バイク・ガスボンベ・消火器・農薬類・農機具・漁網・ロープ・建設廃材(物置等を取り壊した廃材や鉄板も含まれます) ※販売店、専門業者にご相談ください。
- 産業廃棄物として法令に規定されているもの。

家電リサイクル法により、家電小売店で引き取ってもらうもの



《ご協力ください》 ◎収集日が祝祭日に当たる場合は次の収集日となります。
◎ルール違反のごみは収集いたしません。正しく出し直してください。
役場(6-2116)住民課にお問い合わせください。 南十勝環境衛生センター(ごみ処理施設)5-2810